平成２５年（フ）第２９号
福岡県豊前市大字赤熊566番地２
債務者　熊本　敏子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１０５１号
札幌市東区北48条東２丁目１番28号　ルミエールフィオーレ102号
債務者　本山　秀行
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０５２号
札幌市東区北48条東２丁目１番28号　ルミエールフィオーレ102号
債務者　本山　優子（旧姓高松）
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６３号
札幌市清田区真栄１条２丁目17番７号　パークハイツⅠ―102号
債務者　畑　　猛彦
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１２号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番10―908号
債務者　渡辺　　希
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１１７号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目６番17―407号
債務者　兼平アヤ子
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１５８号
北海道石狩市花川南４条３丁目109番地
債務者　増井　清美
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３１号
盛岡市南大通２丁目10番38―605号
債務者　阿部　央嗣
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２３号
山形県鶴岡市友江字川向75番地10
債務者　伊藤　　宣
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第２４号
山形県鶴岡市友江字川向75番地10
債務者　伊藤　明子
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１６０号
群馬県前橋市敷島町251番地６
債務者　大友　知子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６８号
埼玉県入間市東藤沢５丁目６番８号
債務者　柳沼　雄太
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３０４号
埼玉県ふじみ野市福岡３丁目６番５号
債務者　粂　　英樹
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９８号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地10―108
債務者　福地　裕美
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地２―506、前住所静岡県藤枝市岡部町村良462番地の３
債務者　安西まゆみ（旧姓大池）
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７２号
静岡県富士市大淵2235番地12
債務者　内田　善郎
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第７３号
静岡県富士市大淵2235番地12
債務者　内田　雅子（旧姓原賀）
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３７号
北海道赤平市若木町南３丁目２番地
債務者　宮崎　友紀
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係